

## 養蜂振興法に基づき、飼育届の提出が必要です



ミツバチの飼育者は、毎年1月中に、飼育届を住所地の都道府県に提出してください。(手数料はかかりません。)



※ミツバチの種類(セイヨウミツバチ・ニホンミツバチ)、業であるか趣味であるかは関係なく、一部を除きすべての飼育者が対象です。

※愛媛県の場合は、住所地の市町を經由して提出していただいております。

届出についての詳細は、最寄の地方局へお問い合わせいただくか、県ホームページを御覧下さい。

ただし、採蜜したはちみつ等を販売せず、自家消費のみの方で、かつ、以下に該当する方は、届出不要です。

・花粉交配用に使用する目的のみでミツバチを飼育される方

〔花粉交配に必要な群数のミツバチを、花粉交配に必要な期間(数週間～数ヶ月間)のみ、一時的に飼育する方で、はちみつ・ミツバチ等を販売されていない方に限ります。〕

なお、巣箱や巣洞等を設置しないで、野生のミツバチの自然巢から、はちみつ等を採取するだけで、ミツバチを飼育していない方は、届出不要です。

ミツバチの適切な管理をお願いします。

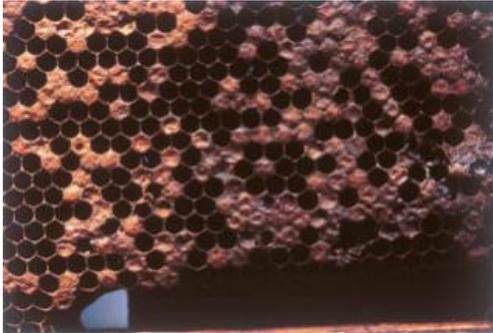
ミツバチの飼育を止めるときも、放置せず、適切な処置をお願いします。

- ・適切な衛生管理をお願いします。
- ・異常があれば、最寄の家畜保健衛生所に相談してください。

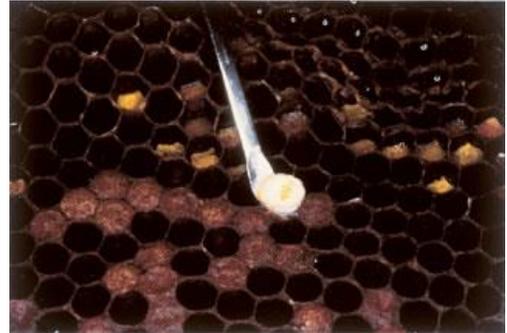


### 腐蛆病(ふそびょう)には特に注意してください！

腐蛆病は、ミツバチの伝染病で、ミツバチの疾病の中で最も大きな被害をもたらします。黒ずんで内側に陥没した有蓋巣房(アメリカ腐蛆病)や、酸臭や醜酵臭(ヨーロッパ腐蛆病)があった場合は要注意です。



アメリカ腐蛆病



ヨーロッパ腐蛆病

### ○その他の主な病気



チョーク病



ノゼマ病

真菌(カビ)の1種によって引き起こされます。巣門や巣箱の底にミイラ化したチョーク状の蜂児が見えた時は感染が広がっていると考えられます。

ノゼマ原虫によって引き起こされます。寄生を受けた働き蜂は下痢のような症状が現れるため、巣箱の内外が糞で過剰に汚れたり、巣門付近で死亡している蜂がいた場合、感染が疑われます。

窓口	担当係	電話
(届出) 各地方局農業振興課	農業振興係	【東予】0898-68-7322 【中予】089-909-8761 【南予】0895-28-6145
(衛生管理) 各家畜保健衛生所	防疫係	【東予】0897-57-9122 【今治支所】0898-22-0430 【中予】089-990-1333 【南予】0894-22-0328 【宇和島支所】0895-22-1294

届出について(様式がダウンロードできます)

愛媛県庁ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/> から

申請書等ダウンロード > 組織別一覧 > 畜産課 > 養蜂振興法関係

